

平成 28 年 3 月 吉日

会 員 各 位

株式会社H A A 神戸

オークション規定改定のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さてH A A 神戸では、福祉車輛の消費税の扱いについて規定内容を改定し、施行させていただくことと致しましたのでお知らせ致します。

会員の皆様には、改定内容をご確認いただきオークションへのご参加を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【改定となる規約】

取引規定第 3 条 {消費税} 3 項及び 4 項 (追加)

【改定内容】

(改定前)

3. 福祉車輛等 (非課税車輛等) の消費税の扱いについてはH A A 判断に従うものとします。

↓

(改定後)

3. 落札車輛が福祉車輛等で消費税が非課税であると思われる場合、落札した開催日の翌々開催日前日正午迄に申告するものとし、事務局で確認できたものについてのみ、消費税を返還するものとします。ただし、新車時に非課税対象車として販売されたことが確認できたものに限ります。
4. 福祉車輛コーナーについては、申告の有無に関わらず、成約車輛のみ確認を行い、対応します。

【改定及び施行日】

平成 28 年 4 月 2 日 (第 803 回オークションより)

以上

※本件に関する問合せにつきましては、下記へお願い致します。

株式会社H A A 神戸 業務部書類課 TEL 078-326-5566 (ガイダンス④番)